

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（令和元年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 技能職員等に支給する特殊勤務手当の種類は、給与規則第7条の規定の例による。</p> <p>第6条 技能職員等に支給する農業研修業務手当、特殊自動車運転作業手当、高所作業手当及び災害応急作業等手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額（職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）<u>第11条の17第4項第1号</u>に掲げる作業に従事したときの手当の額を除く。）については、給与規則適用職員の例による。</p> <p>2 災害応急作業等手当の額のうち、職員の特殊勤務手当に関する規則<u>第11条の17第4項第1号</u>に掲げる作業に従事したときの手当の額については、巡回監視の作業に従事した場合にあっては350円、応急作業等に従事した場合にあっては530円とする。</p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第5条 技能職員等に支給する特殊勤務手当の種類は、<u>次条第1項に規定するもののほか</u>、給与規則第7条の規定の例による。</p> <p><u>第5条の2 防疫等作業手当は、技能職員等が、犬による危害のおそれがある場合において、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第4条第1項第2号又は第4号の作業に従事したときに、支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額については、会計年度任用職員の例による。</u></p> <p>第6条 技能職員等に支給する農業研修業務手当、特殊自動車運転作業手当、高所作業手当及び災害応急作業等手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額（職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）<u>第11条の17第5項第1号</u>に掲げる作業に従事したときの手当の額を除く。）については、給与規則適用職員の例による。</p> <p>2 災害応急作業等手当の額のうち、職員の特殊勤務手当に関する規則<u>第11条の17第5項第1号</u>に掲げる作業に従事したときの手当の額については、巡回監視の作業に従事した場合にあっては350円、応急作業等に従事した場合にあっては530円とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。